

【公開日】 2025 年 9 月 3 日

作成日 2025 年 3 月 10 日
(最終更新日 2025 年 3 月 10 日 第 1 版)

「情報公開文書」

受付番号： 2025-4-025

課題名：医学的・遺伝的背景の違いが唾液を用いた
がんリスク検査に及ぼす影響の検証

研究責任者：株式会社サリバテック・代表取締役・砂村真琴

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画 地域住民コホート調査
(ベースライン調査、詳細二次調査)に参加された方

2. 研究目的・方法

【研究期間及び試料・情報の利用又は提供を開始する日】

研究期間： 2025 年 5 月 (研究実施許可日) ～ 2027 年 3 月

試料・情報の利用又は提供を開始する日： 研究実施許可日

【研究目的】

唾液中に含まれる物質からがんの罹患リスクを評価する検査に対し、がん以外の要素
(例：罹患している疾患、生活習慣、服薬している薬、遺伝的背景)などが与える影響
を検証することで、身体的な負担の少ないがんリスク評価検査の精度向上を図る。

【研究方法】

東北メディカル・メガバンク機構が採取保管する唾液試料に含まれる物質を解析し、試
料と紐づいた情報を照合することで、唾液の成分に影響を与える要素を抽出する。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：基本情報、SNP データ、全ゲノム情報、検体検査情報、
調査票情報、生理機能検査情報、医科レセプト情報
試料：唾液

4. 外部への試料・情報の提供

【試料・情報の提供を行う機関】

機関名称：東北大学東北メディカル・メガバンク機構
機関長名：山本 雅之 機構長

【提供を受ける試料・情報】

試料 : 唾液

情報 : 基本情報、SNP データ、全ゲノム情報、検体検査情報、
調査票情報、生理機能検査情報、医科レセプト情報

東北大学東北メディカル・メガバンク機構において個人情報加工された試料・情報のみを用いるため、提供する試料・情報には、個人が特定できる情報は含まれません。

5. 関係研究組織

該当なし

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究全般に関する問合せ窓口（連絡先）：

株式会社サリバテック

研究開発部 杉浦一徳

（TEL. 0235-64-8542）

（Email k.sugiura@salivatech.co.jp）

東北大学の東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 試料・情報分譲担当

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL： 022-727-6955

◆個人情報の利用目的の通知

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第18の1＞

＜個人情報の保護に関する法律第21条の4＞

- ①利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ④取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

◆個人情報の開示等に関する手続

東北大学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、東北大学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは当機構HPよりプライバシーポリシーを確認の上、請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学東北メディカル・メガバンク機構プライバシーポリシー】

<https://www.megabank.tohoku.ac.jp/contact/privacypolicy>

【東北大学情報公開室】

<https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命・医学系研究に関する倫理指針 第9章第18の1＞

＜個人情報の保護に関する法律第33条の2＞

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合